

国土交通省組織令等の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	．．．．．	1
○ 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）	．．．．．	76
○ 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）	．．．．．	77
○ 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）	．．．．．	79
○ 小笠原諸島振興開発審議会令（昭和四十四年政令第二百八十六号）	．．．．．	79
○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）	．．．．．	80
○ 地価公示法施行令（昭和四十四年政令第八十号）	．．．．．	81
○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）	．．．．．	82
○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）	．．．．．	83
○ 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）	．．．．．	83
○ 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）	．．．．．	84
○ 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）	．．．．．	87
○ 独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）	．．．．．	88

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等（第二条―第十七条の二）</p> <p>第二款 (略)</p> <p>第三款 (略)</p> <p>第一目・第二目 (略)</p> <p>第三目 国土政策局（第六十二条―第七十条）</p> <p>第四目 土地・建設産業局（第七十一条―第八十条）</p> <p>第五目 都市局（第八十一条―第九十条）</p> <p>第六目 水管理・国土保全局（第九十一条―第一百四条）</p> <p>第七目～第九目 (略)</p> <p>第十目 自動車局（第三百三十条―第三百三十九条）</p> <p>第十一目～第十五目 (略)</p> <p>第三節・第四節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等（第二条―第十七条）</p> <p>第二款 (略)</p> <p>第三款 (略)</p> <p>第一目・第二目 (略)</p> <p>第三目 国土計画局（第六十二条―第七十条）</p> <p>第四目 土地・水資源局（第七十一条―第八十条）</p> <p>第五目 都市・地域整備局（第八十一条―第九十五条）</p> <p>第六目 河川局（第九十六条―第一百四条）</p> <p>第七目～第九目 (略)</p> <p>第十目 自動車交通局（第三百三十条―第三百三十九条）</p> <p>第十一目～第十五目 (略)</p> <p>第三節・第四節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p>

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等)

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官二人及び国際統括官一人を置く。

総合政策局

国土政策局

土地・建設産業局

都市局

水管理・国土保全局

道路局

住宅局

鉄道局

自動車局

海事局

港湾局

航空局

北海道局

2| 大臣官房に官庁営繕部を、総合政策局に公共交通政策部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十四 (略)

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官三人を置く。

総合政策局

国土計画局

土地・水資源局

都市・地域整備局

河川局

道路局

住宅局

鉄道局

自動車交通局

海事局

港湾局

航空局

北海道局

2| 大臣官房に官庁営繕部を、土地・水資源局に水資源部を、都市・地域整備局に下水道部を、河川局に砂防部を、自動車交通局に技術安全部を、航空局に監理部、空港部、技術部及び管制保安部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十四 (略)

十五 社会資本整備事業特別会計の業務勘定の経理に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

十六～十八 （略）

十九 国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業（官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。以下単に「直轄事業」という。）に係る建設技術に関する研究及び開発、技術基準及び積算基準並びに電気通信施設の整備及び管理に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十・二十一 （略）

二十二 国土交通省の所掌に係る危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二十三 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること（水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

二十四 （略）

二十五 国土交通省の所掌事務に関する放射性物質の運搬の安全の確保に関する事務の総括に関すること。

二十六～二十九 （略）

2 官庁営繕部は、前項第二十六号から第二十八号までに掲げる事務をつかさどる。

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 国土交通省の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に

十五 社会資本整備事業特別会計の業務勘定の経理に関すること（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。

十六～十八 （略）

十九 国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業（官庁営繕部、都市・地域整備局、河川局及び道路局の所掌に属するものに限る。以下単に「直轄事業」という。）に係る建設技術に関する研究及び開発、技術基準及び積算基準並びに電気通信施設の整備及び管理に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十・二十一 （略）

二十二 （略）

二十三～二十六 （略）

2 官庁営繕部は、前項第二十三号から第二十五号までに掲げる事務をつかさどる。

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 国土交通省の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に

関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること（大臣官房及び他局並びに政策統括官及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

三 （略）

四 総合的な交通体系の整備に關すること。

五 都市交通その他の地域的な交通に關する基本的な計画及び地域における交通調整に關すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

六 公共交通機関の確保及びその機能の改善に關する総合的な事業の助成に關すること。

七・八 （略）

九 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工の技術検定に關すること。

十～十二 （略）

十三 倉庫業その他の保管事業の發達、改善及び調整に關すること。

十四 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第二條第一項に規定する農村地域への同條第二項に規定する工業等の導入の促進に關すること。

関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に關すること（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

三 （略）

四 都市交通その他の地域的な交通に關する基本的な計画及び地域における交通調整に關すること（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。

五・六 （略）

七 測量業の發達、改善及び調整に關すること。

八 建設業（浄化槽工事業を含む。）の發達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に關すること。

九 建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律（平成十二年法律第百四号）第三條第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに關すること。

十 公共工事の前払金保証事業の發達、改善及び調整に關すること。

十一 不動産業の發達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に關すること。

十二～十四 （略）

- 十五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）  
第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する事  
十六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年  
法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属する  
ものに関する事（港湾局の所掌に属するものを除く。）  
十七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事  
十八 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関する事（航  
空局の所掌に属するものを除く。）  
十九 貨物自動車ターミナルに関する事  
二十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に關  
すること。  
二十一 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律  
第一百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。  
第三十七条第四号において同じ。）に係る事項の実施に関する関係  
行政機関の事務の調整に関する事  
二十二（略）  
二十七 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を  
推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び  
空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第四十五条第一  
号において同じ。）間の調整に関する事  
二十八 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通  
するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に關す  
ること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）  
二十九 （略）  
三十 直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部  
局に共通する積算基準に限る。）に関する事

- 十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第  
百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第  
三十七条第八号において同じ。）に係る事項の実施に関する関係行  
政機関の事務の調整に関する事  
十六（略）  
二十一 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を  
推進するための当該各公共事業（鉄道整備事業、港湾整備事業及び  
空港整備事業並びにこれらに関連するものを除く。第三十七条第十  
号において同じ。）間の調整に関する事  
二十二 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通  
するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に關す  
ること  
二十三 （略）  
二十四 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準及び建設  
工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）

三十一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまとめに関する事及び並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関する事。

三十二 (略)

三十三 社会資本整備審議会の庶務（産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関する事。

三十四 交通政策審議会の庶務（観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に関する事。

三十五～四十二 (略)

2 公共交通政策部は、前項第二号に掲げる事務（国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備並びに運送産業（国土交通省の所掌に運送に関連する産業をいう。以下同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に係るもの並びに運送産業の発達、改善及び調整に関する事務（輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関するものを除く。）の取りまとめに関する事に限る。）、同項第四号に掲げる事務（運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点から行うものに限る。）並びに同項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさ

）に関する事。

二十五 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定及び整備計画の認定並びに同法に規定する特定周辺整備地区及び施設整備方針に関する事。

二十六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の規定による基本方針の策定に関する事。

二十七 (略)

二十八 国土交通省の所掌事務に関する交通に関連する防災に関する事務の総括に関する事。

二十九 社会資本整備審議会の庶務（住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関する事。

三十 交通政策審議会の庶務（交通体系分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に関する事。

三十一～三十八 (略)

どる。

(国土政策局の所掌事務)

第五条 国土政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(都市局の所掌に属するものを除く)。

四〇六 (略)

七 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。

八 国土調査に関すること(土地・建設産業局の所掌に属するものを除く)。

九 (略)

十 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十一 豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。)の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

十三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。

(国土計画局の所掌事務)

第五条 国土計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く)。

四〇六 (略)

七 (略)

八 首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く)。



(土地・建設産業局の所掌事務)

第六条 土地・建設産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること。

三〇七 (略)

八 宅地の供給及び管理に関すること(都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く)。

九 農住組合の設立及び業務に関すること(都市局の所掌に属するものを除く)。

十・十一 (略)。

十二 地籍調査その他の地籍整備に関すること。

十三 不動産産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。

十四 建設業(浄化槽工事業を含む)の発達、改善及び調整並びに

(土地・水資源局の所掌事務)

第六条 土地・水資源局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の規定による土地利用基本計画、土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること。

三〇七 (略)

八 宅地の供給、造成、改良及び管理に関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く)。

九 独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る)の土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基づく監督に関すること。

十 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ 土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る)に係る業務

ロ 流通業務団地造成事業(宅地の造成と併せて行うものに限る)に係る業務

十一 農住組合の設立及び業務に関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く)。

十二・十三 (略)

十四 国土調査に関すること。

建設工事の請負契約の適正化に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

十六 測量業の発達、改善及び調整に関すること。

十七 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。

十八 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。

十九 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

（都市局の所掌事務）

第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）及び中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）の施行に関すること。

三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること。

十五 水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十六 水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関すること。

2 | 水資源部は、前項第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。

（都市・地域整備局の所掌事務）

第七条 都市・地域整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土計画局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二 首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の推進に関すること。

四 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。

五（略）

六 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。

七（略）

八～十一（略）

十二 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

十三～十六（略）

十七 新住宅市街地開発事業に関すること。

十八 新都市基盤整備事業に関すること。

十九 駐車場に関すること（道路局及び自動車局の所掌に属するもの

三（略）

四 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。

五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）に規定する処分管理計画に関すること。

六（略）

七 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

八 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

九～十二（略）

十三 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。

十四～十七（略）

十八 駐車場に関すること（道路局及び自動車交通局の所掌に属する

を除く。）。

二十 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付け（以下「都市開発資金の貸付け」という。）に關すること（土地・建設産業局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

二十一～二十六 (略)

二十七 (略)

(水管理・国土保全局の所掌事務)

第八条 水管理・国土保全局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 水源地域対策の企画及び立案並びに推進に關すること。

三～七 (略)

八 下水道に關すること。

九～十二 (略)

ものを除く。）。

十九 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付け（以下「都市開発資金の貸付け」という。）に關すること（独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。）に要する資金の貸付けに關すること並びに土地・水資源局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

二十～二十五 (略)

二十六 下水道に關すること。

二十七 (略)

二十八 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に關する関係行政機関との連絡調整に關すること。

二十九 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に關すること。  
二十 下水道部は、前項第二十六号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に關することに限る。）をつかさどる。

(河川局の所掌事務)

第八条 河川局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 (略)

六～九 (略)

十三 国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く。第九十七条第一号並びに附則第四条及び第十四条の二において同じ。）に関する災害復旧事業の指導（道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に關すること。

十四 (略)

十五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による防災業務計画の策定、大規模地震対策特別措置法（昭和五十二年法律第七十三号）の規定による地震防災強化計画の策定その他の防災に関する事務で国土交通省の所掌に係るものの総括に關すること（交通に關連する防災に關する事務に係るものを除く。）。

十六 地方公共団体等からの委託に基づき、第三号、第四号、第七号及び第九号から第十一号までに掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

十七 (略)

2 水資源部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

3 下水道部は、第一項第八号に掲げる事務（下水道の災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導に關することに限る。）をつかさどる。

4 砂防部は、第一項第三号（低潮線保全区域における低潮線の保全に關する事務のうち技術に關することに係るものに限る。）、第九号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成並びに災害復旧に關連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）、第十号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に係るものを除く。）、第十一号（国土交通大臣が行う海岸の管理に關する事務のうち海岸保

十 国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。第二百一条第一号並びに附則第四条及び第十四条の二において同じ。）に関する災害復旧事業の指導（道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に關すること。

十一 (略)

十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による防災業務計画の策定、大規模地震対策特別措置法（昭和五十二年法律第七十三号）の規定による地震防災強化計画の策定その他の防災に關する事務で国土交通省の所掌に係るものの総括に關すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

十三 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号、第二号及び第五号から第八号までに掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

十四 (略)

2 砂防部は、前項第一号（低潮線保全区域における低潮線の保全に關する事務のうち技術に關することに係るものに限る。）、第六号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成並びに災害復旧に關連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）、第七号（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に係るものを除く。）、第八号（国土交通大臣が行う海岸の管理に關する事務のうち海岸保全

全区域の指定、海岸保全区域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳の調製及び保管に係るもの並びに海岸の災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）及び第十六号（同項第九号から第十一号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理に係るものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（住宅局の所掌事務）

第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事（都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地方住宅供給公社の行う業務に関する事。
- 四 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関する事。

五 宅地の供給に関連する公共施設の整備に関する事。

六 九 (略)

十 防災街区整備事業に関する事（都市局の所掌に属するものを除く。）。

十一 十三 (略)

（鉄道局の所掌事務）

第十一条 鉄道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

域の指定、海岸保全区域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳の調製及び保管に係るもの並びに海岸の災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）及び第十三号（同項第六号から第八号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理に係るものに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（住宅局の所掌事務）

第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事（土地・水資源局及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関する事（土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。

四 七 (略)

八 防災街区整備事業に関する事（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。

九 十一 (略)

（鉄道局の所掌事務）

第十一条 鉄道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の施行に関すること（土地・建設産業局及び都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 三〇七 （略）

（自動車局の所掌事務）

第十二条 自動車局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 自動車ターミナルに関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 三〇十二 （略）

（航空局の所掌事務）

第十五条 （略）

- 2 | 航空ネットワーク部は、前項第一号に掲げる事務（交通管制部の所掌に属するものを除く。）、「同項第六号に掲げる事務（安全部及び交通管制部の所掌に属するものを除く。）及び同項第七号に掲げる事務をつかさどる。

- 3 | 安全部は、第一項第三号に掲げる事務（交通管制部の所掌に属するものを除く。）、「同項第四号及び第五号に掲げる事務、同項第六号に

- 二 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の施行に関すること（土地・水資源局及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。
- 三〇七 （略）

（自動車交通局の所掌事務）

第十二条 自動車交通局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 自動車ターミナルに関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 三〇十二 （略）

- 2 | 技術安全部は、前項第三号及び第七号に掲げる事務、同項第八号に掲げる事務（道路運送の安全の確保（放射性物質の運搬に関すること）を除く。）に関することを除く。）並びに同項第九号から第十二号までに掲げる事務をつかさどる。

（航空局の所掌事務）

第十五条 （略）

- 2 | 監理部は、前項第一号、第二号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。

- 3 | 空港部は、第一項第六号に掲げる事務（管制保安部の所掌に属するものを除く。）及び同項第七号に掲げる事務をつかさどる。

- 4 | 技術部は、第一項第三号に掲げる事務（管制保安部の所掌に属するものを除く。）並びに同項第四号、第五号及び第九号に掲げる事務を

掲げる事務（空港等の安全の確保に関することに限る。）並びに同項第九号に掲げる事務をつかさどる。

4 交通管制部は、第一項第一号に掲げる事務（空域の効率的な利用による航空交通の円滑化のための方策に関する企画及び立案に関することに限る。）、同項第三号に掲げる事務（航空交通に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関することに限る。）、同項第六号に掲げる事務（航空保安施設の設置及び管理に関することに限る。）並びに同項第八号、第十号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。

（政策統括官の職務）

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務のうち、重要な政策の調整に関すること。

つかさどる。

5 管制保安部は、第一項第三号に掲げる事務（航空交通に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関することに限る。）、同項第六号に掲げる事務（航空保安施設の設置及び管理に関することに限る。）並びに同項第八号、第十号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。

（政策統括官の職務）

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 総合的な交通体系の整備に関すること。
- 二 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 三 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 四 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第二条第一項に規定する農村地域への同条第二項に規定する工業等の導入の促進に関すること。
- 五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七條第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。
- 六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。



八 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること（航空局の所掌に属するものを除く。）。

九 貨物自動車ターミナルに関すること。

十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

十一 国土交通省の所掌に係る危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

十二 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること（第四条第二十八号及び第八条第一項第十二号に掲げる事務を除く。）。

十三～十七 （略）

十八 国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち交通に関連する重要な政策の調整に関すること。

（新設）

（次長）

第十九条 総合政策局、土地・水資源局、河川局、道路局、鉄道局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2 （略）

二～六 （略）

（国際統括官の職務）

第十七条の二 国際統括官は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、重要な政策の調整に関する事務をつかさどる。

（次長）

第十九条 総合政策局、土地・建設産業局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、自動車局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2 （略）

(総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官二十一人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官四人を置く。

2・4 (略)

5 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6・8 (略)

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十八人及び技術参事官二人を置く。

2・3 (略)

(大臣官房に置く課等)

第二十二条 大臣官房に、官庁営繕部に置くもののほか、次の七課並びに監察官一人、危機管理官一人及び運輸安全監理官一人を置く。

人事課

総務課

広報課

会計課

地方課

福利厚生課

(総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官二十一人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官四人を置く。

2・4 (略)

5 運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6・8 (略)

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十五人及び技術参事官二人を置く。

2・3 (略)

(大臣官房に置く課等)

第二十二条 大臣官房に、官庁営繕部に置くもののほか、次の七課並びに監察官一人及び運輸安全監理官一人を置く。

人事課

総務課

広報課

会計課

地方課

福利厚生課

技術調査課

2 (略)

(会計課の所掌事務)

第二十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 社会資本整備事業特別会計の業務勘定の経理に関する事(都市局)の所掌に属するものを除く。

六 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 直轄事業に係る技術基準及び積算基準(二以上の部局に共通するものに限る。)に関する事(総合政策局及び土地・建設産業局の所掌に属するものを除く)。

三 八 (略)

(危機管理官の職務)

第三十一条の二 危機管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。

二 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関する事(水管理・国土保全局及び運輸安全監理官の所掌に属するものを除く)。

技術調査課

2 (略)

(会計課の所掌事務)

第二十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 社会資本整備事業特別会計の業務勘定の経理に関する事(都市・地域整備局)の所掌に属するものを除く。

六 (略)

(技術調査課の所掌事務)

第三十条 技術調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 直轄事業に係る技術基準及び積算基準(二以上の部局に共通するものに限る。)に関する事(総合政策局の所掌に属するものを除く)。

三 八 (略)

(運輸安全監理官の職務)

第三十一条の二 運輸安全監理官は、運輸事業者の輸送に係る安全管理体制の評価その他の運輸事業に係る輸送の安全の確保に関する基本に関する事務をつかさどる。

(運輸安全監理官の職務)

第三十一条の三 運輸安全監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 運輸事業者の輸送に係る安全管理体制の評価その他の運輸事業に係る輸送の安全の確保に関する基本に関すること。

二 国土交通省の所掌事務に関する放射性物質の運搬の安全の確保に関する事務の総括に関すること。

三 国土交通省の所掌事務に関する交通に関連する防災に関する事務の総括に関すること。

(総合政策局に置く課等)

第三十六条 総合政策局に、公共交通政策部に置くもののほか、次の十三課及び参事官二人を置く。

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

官民連携政策課

物流政策課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

(新設)

(総合政策局に置く課)

第三十六条 総合政策局に、次の十四課を置く。

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

交通計画課

建設業課

建設市場整備課

建設施工企画課

不動産業課

技術安全課

情報政策課

行政情報化推進課

情報安全・調査課

2 | 公共交通政策部に、次の二課及び参事官一人を置く。

交通計画課

交通支援課

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三・四 (略)

五 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の  
総括に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く)。

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の  
企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の  
所掌事務の総括に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除  
く)。

四 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際収支の均衡及び輸  
出入の促進を図るために必要なものの取りまとめに関すること。

五 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易  
法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十六条第二項に規定す  
る対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約  
の締結等に関するものの取りまとめに関すること。

六 国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、外国人研修生の  
受入れに関すること。

七・八 (略)

九 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の  
総括に関すること(技術安全課の所掌に属するものを除く)。

十 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進  
するための当該各公共事業間の調整に関すること。

十一 直轄事業の施行の合理化のための方策(二以上の部局に共通す  
るものに限る)に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する

六〇十 (略)

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事(官民連携政策課及び参事官の所掌に属するものを除く)。
- 三 (略)

(官民連携政策課の所掌事務)

第四十二条 官民連携政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る官民の連携による社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事。

二 官民の連携による社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関

こと(建設市場整備課及び建設施工企画課の所掌に属するものを除く)。

十二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りまとめに関する事並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関する事。

十三〇十七 (略)

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事。
- 三 (略)
- 四 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関する事(大臣官房の所掌に属するものを除く)。

(交通計画課の所掌事務)

第四十二条 交通計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事。

二 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域に

すること。

(物流政策課の所掌事務)

第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)
- 二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 三 農村地域工業等導入促進法第二条第一項に規定する農村地域への同条第二項に規定する工業等の導入の促進に関すること。
- 四 中心市街地の活性化に関する法律第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関すること。
- 五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 六 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること(航空局の所掌に属するものを除く。)
- 八 貨物自動車ターミナルに関すること。
- 九 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

第四十四条 削除

おける交通調整に関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)

(建設業課の所掌事務)

第四十三条 建設業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、改善及び調整に関すること(建設市場整備課及び建設施工企画課の所掌に属するものを除く。)
- 二 建設工事の請負契約の適正化に関すること(建設市場整備課の所掌に属するものを除く。)
- 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。
- 四 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五 社会資本整備審議会産業分科会の庶務に関すること。

(建設市場整備課の所掌事務)

第四十四条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「建設業者等」という。）の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二 建設工事の下請契約の適正化に関すること。

三 建設業者等の労働力及び資材の調達に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

五 建設業者等が行う業務に必要な資金のあっせんに関すること。

六 建設業者等の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。

七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定による基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業に関すること。

八 測量業の発達、改善及び調整に関すること。

九 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。

十 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

（建設施工企画課の所掌事務）

第四十五条 建設施工企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 直轄事業の施工方法（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

（公共事業企画調整課の所掌事務）

第四十五条 公共事業企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑かつ計画的な実施を推進するための当該各公共事業間の調整に関すること。

二 直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関するこ



と(土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

五 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関する事。

六 建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関する事。

七・八 (略)

(削除)

(削除)

(技術政策課の所掌事務)

第四十六条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 (略)

五・六 (略)

二・三 (略)

四 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設機械施工の技術検定に関する事。

五・六 (略)

(不動産課の所掌事務)

第四十六条 不動産課は、不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事務をつかさどる。

第四十七条から第四十九条まで 削除

(技術安全課の所掌事務)

第五十条 技術安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 国土交通省の所掌事務に関する放射性物質の運搬の安全の確保に関する事務の総括に関する事。

五 (略)

六 国土交通省の所掌事務に関する交通に関連する防災に関する事務の総括に関する事。

七・八 (略)

(国際政策課の所掌事務)

第四十七条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）。

二 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する政策の調整に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

三 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関するもの取りまとめに関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌に属する国際関係事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(海外プロジェクト推進課の所掌事務)

第四十八条 海外プロジェクト推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

(新設)

(新設)

- 二 国土交通省の所掌に属する国際関係事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。次号において同じ。）で国際協力に係るものに関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち、外国人研修生の受入れに関すること。

第四十九条及び第五十条 削除

（削除）

（情報政策課の所掌事務）

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務（第四条第一項第三十七号から第四十一号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 （略）

三 国土交通省の保有する個人情報の保護に関すること。

四 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五 （略）

第五十二条 （略）

（参事官の職務）

（新設）

第五十一条から第五十八条まで 削除

（情報政策課の所掌事務）

第五十九条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務（第四条第三十三号から第三十七号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 （略）

三 （略）

第六十条 （略）

第五十三条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

(新設)

一 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的かつ中長期的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事(官民連携政策課の所掌に属するものを除く)。

二 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関する事(大臣官房及び官民連携政策課の所掌に属するものを除く)。

三 総合的な交通体系の整備に関する事(公共交通政策部の所掌に属するものを除く)。

第五十四条から第五十八条まで 削除

(新設)

(交通計画課の所掌事務)

第五十九条 交通計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

一 公共交通政策部の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二 国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事(交通支援課の所掌に属するものを除く)。

三 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する事(都市局の所掌に属するものを除く)。

四 前三号に掲げるもののほか、公共交通政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(交通支援課の所掌事務)

第六十条 交通支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する援助及び助成に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。
- 三 運送産業に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 四 運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに関すること（政策統括官及び安心生活政策課の所掌に属するものを除く。）。

（参事官の職務）

第六十一条 参事官は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する事務をつかさどり、又は命を受けて公共交通政策部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第三目 国土政策局

（国土政策局に置く課等）

第六十二条 国土政策局に、次の六課並びに計画官二人及び特別地域振興官一人を置く。

（新設）

（情報安全・調査課の所掌事務）

第六十一条 情報安全・調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 二 国土交通省の保有する個人情報保護に関すること。
- 三 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第三目 国土計画局

（国土計画局に置く課等）

第六十二条 国土計画局に、次の六課並びに計画官三人及び参事官一人を置く。

総務課

総合計画課

広域地方政策課

国土情報課

地方振興課

離島振興課

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(他課及び計画官の所掌に属するものを除く。)
- 三 国土政策局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 四 (略)
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総合計画課の所掌事務)

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土利用計画及び国土形成計画の企画及び立案並びに推進に関すること(広域地方政策課及び計画官の所掌に属するものを除く。)
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策(交通施設の整備に係るもの及び地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報(以下単に「地理

総務課

総合計画課

広域地方計画課

調整課

広域地方整備政策課

首都機能移転企画課

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土計画局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(他課並びに計画官及び参事官の所掌に属するものを除く。)
- 三 国土計画局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 四 (略)
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土計画局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総合計画課の所掌事務)

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土利用計画及び国土形成計画の企画及び立案並びに推進に関すること(他課及び計画官の所掌に属するものを除く。)
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策(公共施設その他の施設の整備に係るもの及び地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報(以

空間情報」という。)の活用に係るものを除く。)に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 国土利用計画法第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。

四 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関すること(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

五 多極分散型国土形成促進法の規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関すること。

(削除)

下单に「地理空間情報」という。)の活用に係るものを除く。)に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(広域地方計画課の所掌事務)

第六十五条 広域地方計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画(国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。)の企画及び立案並びに推進に関すること(調整課の所掌に属するものを除く。)

二 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)の規定による基本方針の策定に関すること。

(調整課の所掌事務)

第六十六条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する関係行政機関の調査、事業その他の事務に関する調整に関すること。

二 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の規定による交付金の交付に関すること。

(削除)

(広域地方政策課の所掌事務)

第六十五条 広域地方政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画（国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。）の企画及び立案並びに推進に關すること。

- 二 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に關する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する關係行政機關の調査、事業その他の事務に關する調整に關すること。

- 三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（都市局の所掌に屬するものを除く。）。

四〇六（略）

- 七 多極分散型国土形成促進法の施行に關すること（都市局及び総合計画課の所掌に屬するものを除く。）。

- 八 広域的地域活性化のための基盤整備に關する法律（平成十九年法律第五十二号）の施行に關すること（都市局及び港湾局の所掌に屬するものを除く。）。

(削除)

(広域地方整備政策課の所掌事務)

第六十七条 広域地方整備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の利用、開発及び保全に關する基本的な政策（公共施設その他の施設（交通施設を除く。）の整備に係るものに限る。）に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

- 二 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（都市・地域整備局の所掌に屬するものを除く。）。

三〇五（略）

- 六 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）に規定する振興拠点地域基本構想、促進協議会、業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に關すること。

- 七 首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に關すること（都市・地域整備局の所掌に屬するものを除く。）。

(首都機能移転企画課の所掌事務)

第六十八条 首都機能移転企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に關すること（



政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二 多極分散型国土形成促進法の規定による国の行政機関等の東京都  
区部からの移転等に関すること。

(計画官の職務)

第六十九条 計画官は、命を受けて、国土利用計画若しくは国土形成計  
画で全国の区域について定めるものの企画及び立案に関する事務のう  
ち重要な専門的事項に係る事務を分掌し、又は総務課及び総合計画課  
の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

(参事官の職務)

第七十条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

(国土情報課の所掌事務)

第六十六条 国土情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国土調査に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを  
除く。）。

(地方振興課の所掌事務)

第六十七条 地方振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の総合かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの  
、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関  
すること（離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するものを除  
く。）。

二 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び  
立案並びに推進に関すること。

(離島振興課の所掌事務)

第六十八条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における離島の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（計画官の職務）

第六十九条 計画官は、命を受けて、国土利用計画若しくは国土形成計画で全国の区域について定めるものの企画及び立案に関する事務のうち重要な専門的事項に係る事務を分掌し、又は総務課及び総合計画課の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

（特別地域振興官の職務）

第七十条 特別地域振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、離島（東京都小笠原村並びに鹿児島県奄美市及び大島郡に属するものに限り。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。

第四目 土地・建設産業局

（土地・建設産業局に置く課）

第七十一条 土地・建設産業局に、次の九課を置く。

（新設）

（新設）

（新設）

第四目 土地・水資源局

（土地・水資源局に置く課）

第七十一条 土地・水資源局に、水資源部に置くもののほか、次の六課を置く。

総務課  
企画課  
土地市場課  
地価調査課  
地籍整備課  
不動産業課  
不動産市場整備課  
建設業課  
建設市場整備課

(総務課の所掌事務)

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 土地・建設産業局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 土地基本法(平成元年法律第八十四号)第十条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関すること。

総務課  
土地政策課  
土地市場課  
地価調査課  
土地利用調整課  
国土調査課

2

水資源部に、次の三課を置く。

水資源政策課  
水資源計画課  
水源地域対策課

(総務課の所掌事務)

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 土地・水資源局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 土地・水資源局の所掌事務に係る国際協力に関すること(水資源部の所掌に属するものを除く。)
- 三 公共用地取得制度に関すること。
- 四 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
- 五 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。
- 六 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、土地・建設産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(企画課の所掌事務)

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地・建設産業局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。

二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事(他課の所掌に属するものを除く)。

三 宅地の供給及び管理に関する事(都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く)。

四 農住組合の設立及び業務に関する事(都市局の所掌に属するものを除く)。

七 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関する事。

八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、土地・水資源局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(土地政策課の所掌事務)

第七十三条 土地政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事(土地市場課及び地価調査課の所掌に属するものを除く)。

二 宅地の供給、造成、改良及び管理に関する事(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く)。

三 独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る)の土地区画整理法に基づく監督に関する事。

四 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関する事。

イ 土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る)に係る業務

ロ 流通業務団地造成事業(宅地の造成と併せて行うものに限る)に係る業務

五 農住組合の設立及び業務に関する事(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く)。

五 不動産の鑑定評価に関すること。

(地価調査課の所掌事務)

第七十五条 地価調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 公共用地取得制度に関すること。

四 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

五 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

六 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

七 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

八 (略)

(削除)

(地籍整備課の所掌事務)

第七十六条 地籍整備課は、地籍調査その他の地籍整備に関する事務をつかさどる。

(地価調査課の所掌事務)

第七十五条 地価調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 (略)  
四 不動産の鑑定評価に関すること。

(土地利用調整課の所掌事務)

第七十六条 土地利用調整課は、国土利用計画法の規定による土地利用基本計画、土地取引の規制その他土地利用の調整に関する事務(地価調査課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(国土調査課の所掌事務)

第七十七条 国土調査課は、国土調査に関する事務をつかさどる。

(不動産業課の所掌事務)

第七十七条 不動産業課は、不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事務（不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(不動産市場整備課の所掌事務)

第七十八条 不動産市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 不動産市場の整備に関すること。
- 二 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。

(建設業課の所掌事務)

第七十九条 建設業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること（総合政策局及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 建設工事の請負契約の適正化に関すること（建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

(新設)

(水資源政策課の所掌事務)

第七十八条 水資源政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水資源部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 水の需給に関する総合的かつ基本的な政策（水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な計画を除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 水資源開発基本計画に基づく事業に関する共同費用の配分の基準に関すること。
- 四 独立行政法人水資源機構の組織及び運営一般に関すること。
- 五 国土審議会水資源開発分科会の庶務に関すること。
- 六 独立行政法人評価委員会水資源機構分科会の庶務に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、水資源部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(水資源計画課の所掌事務)

第七十九条 水資源計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること（水資源政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 水資源部の所掌事務に係る国際協力に関すること。

- 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。
- 四 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五 社会資本整備審議会産業分科会の庶務に関すること。

(建設市場整備課の所掌事務)

第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設業者及び建設コンサルタント(以下この条において「建設業者等」という。)の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。
- 二 建設工事の下請契約の適正化に関すること。
- 三 建設業者等の労働力及び資材の調達に関する企画及び立案並びに指導に関すること。
- 四 建設コンサルタントの共同の請負又は受託の方式の改善のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。
- 五 建設業者等が行う業務に必要な資金のあっせんに関すること。
- 六 建設業者等の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。
- 七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の規定による基本方針の策定に関する事務のうち、建設業者等に係る創業に関すること。
- 八 測量業の発達、改善及び調整に関すること。
- 九 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。
- 十 直轄事業の積算基準(労働力の調達に係る積算基準に限る。)に関すること。

(水源地域対策課の所掌事務)

第八十条 水源地域対策課は、水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

第五目 都市局

(都市局に置く課)

第八十一条 都市局に、次の八課を置く。

総務課

都市政策課

都市安全課

まちづくり推進課

都市計画課

市街地整備課

街路交通施設課

公園緑地・景観課

(総務課の所掌事務)

第八十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

第五目 都市・地域整備局

(都市・地域整備局に置く課等)

第八十一条 都市・地域整備局に、下水道部に置くもののほか、次の十課及び特別地域振興官一人を置く。

総務課

都市・地域政策課

都市・地域安全課

地方振興課

まちづくり推進課

都市計画課

市街地整備課

街路交通施設課

公園緑地・景観課

離島振興課

2 | 下水道部に、次の二課及び流域管理官一人を置く。

下水道企画課

下水道事業課

(総務課の所掌事務)

第八十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市・地域整備局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、都市・地域整備局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。



(都市政策課の所掌事務)

第八十三条 都市政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること(都市安全課の所掌に属するものを除く。)
- 二 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(国土政策局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)
- 四 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に関すること。
- 五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関すること(市街地整備課の所掌に属するものを除く。)
- 六 多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。
- 七 (略)
- 八 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること(公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。)

(都市・地域政策課の所掌事務)

第八十三条 都市・地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市・地域整備局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市・地域整備局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(都市・地域安全課の所掌に属するものを除く。)
- 二 都市・地域整備局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(国土計画局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)
- 四 首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の推進に関すること。
- 五 (略)
- 六 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。
- 七 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に規定する処分管理計画に関すること。

九 (略)

(都市安全課の所掌事務)

第八十四条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること。
- 二 都市局の所掌事務に関する第三十九条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三 (略)

- 四 都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（公園に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。

五〇七 (略)

第八十五条 削除

(まちづくり推進課の所掌事務)

八 (略)

(都市・地域安全課)

第八十四条 都市・地域安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市・地域整備局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市・地域整備局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること。
- 二 都市・地域整備局の所掌事務に関する第三十九条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市・地域整備局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三 (略)

- 四 都市・地域整備局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（下水道及び公園に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること。

五〇七 (略)

(地方振興課の所掌事務)

第八十五条 地方振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）。

- 二 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に関すること。

三 五 (略)

六 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

七 (略)

八 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であつて都市局の所掌に属するものの総括に関すること。

九 (略)

十 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに関すること（同条第七項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。）。

（市街地整備課の所掌事務）

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

二 八 (略)

九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市・地域整備局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関すること。

三 五 (略)

六 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

七 (略)

八 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であつて都市・地域整備局の所掌に属するものの総括に関すること。

九 (略)

十 都市開発資金の貸付けに関すること（独立行政法人都市再生機構の行う宅地の造成及び土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うものに限る。）に要する資金の貸付けに関すること並びに土地・水資源局及び住宅局並びに市街地整備課の所掌に属するものを除く。）。

（市街地整備課の所掌事務）

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地区画整理事業に関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること並びに土地・水資源局及び下水道部の所掌に属するものを除く。）。

二 八 (略)

事業に関する事（同法第十八条の二第一項に規定する処分管理計画に関する事を除く。）。

十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関する事（同法第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関する事を除く。）。

十一 新住宅市街地開発事業に関する事。

十二 新都市基盤整備事業に関する事。

十三 まちづくりに関する総合的な事業（主として住宅の供給を目的とするものを除く。）の指導及び助成に関する事。

十四 都市開発資金の貸付けに関する事（土地・建設産業局及び住宅局並びにまちづくり推進課の所掌に属するものを除く。）。

（街路交通施設課の所掌事務）

第八十九条 街路交通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 駐車場に関する事（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）。

（公園緑地・景観課の所掌事務）

第九十条 公園緑地・景観課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関する事（都市安全課の所掌に属するものを除く。）。

二 五 （略）

六 景観法（第三章を除く。）の規定による良好な景観の形成に関する

（街路交通施設課の所掌事務）

第八十九条 街路交通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 駐車場に関する事（道路局及び自動車交通局の所掌に属するものを除く。）。

（公園緑地・景観課の所掌事務）

第九十条 公園緑地・景観課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関する事（都市・地域安全課の所掌に属するものを除く。）。

二 五 （略）

六 景観法（第三章を除く。）の規定による良好な景観の形成に関する

ること（他局の所掌に属するものを除く。）。  
七〇九（略）

（削除）

ること（他局及び下水道部の所掌に属するものを除く。）。  
七〇九（略）

（離島振興課の所掌事務）

第九十一条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における離島の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（特別地域振興官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削除）

（特別地域振興官の職務）

第九十二条 特別地域振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、離島（東京都小笠原村並びに鹿児島県奄美市及び大島郡に属するものに限る。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。
- 三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に関すること。

（下水道企画課の所掌事務）

第九十三条 下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 下水道部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 下水道部の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。
- 三 下水道に関する中長期的な計画の企画及び立案に関すること。
- 四 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関すること（下水道事業課及び流域管理官の所掌に属するものを除く。）。

（削除）

(削除)

- 五 日本下水道事業団の行う業務に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、下水道部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(下水道事業課の所掌事務)

第九十四条 下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共下水道事業、流域下水道事業及び都市下水道事業の指導、監督及び助成(災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導)に関する事。
- 二 土地区画整理事業として行われる下水道の整備に関する事業の指導に関する事。

(流域管理官の職務)

第九十五条 流域管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 流域別下水道整備総合計画に関する事。
- 二 下水道の放流水の水質の保全及び再利用に関する施策の企画及び立案に関する事。
- 三 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の規定による基本方針(下水道に係る部分に限る。)の策定に関する事。
- 四 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行に関する事務のうち下水道に係るものに関する事。

第六目 水管理・国土保全局

(水管理・国土保全局に置く課)

第九十一条 水管理・国土保全局に、水資源部、下水道部及び砂防部に

第六目 河川局

(河川局に置く課)

第九十六条 河川局に、砂防部に置くもののほか、次の六課を置く。

置くもののほか、次の六課を置く。

総務課

水政課

河川計画課

河川環境課

治水課

防災課

2| 水資源部に、次の二課を置く。

水資源政策課

水資源計画課

3| 下水道部に、次の二課及び流域管理官一人を置く。

下水道企画課

下水道事業課

4| (略)

(総務課の所掌事務)

第九十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水管理・国土保全局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、水管理・国土保全局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(水政課の所掌事務)

第九十三条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水管理・国土保全局の所掌事務に関する法令案の作成に関すること(下水道部の所掌に属するものを除く。)

総務課

水政課

河川計画課

河川環境課

治水課

防災課

2| (略)

(総務課の所掌事務)

第九十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川局の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、河川局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(水政課の所掌事務)

第九十八条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川局の所掌事務に関する法令案の作成に関する事。

二 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）（以下この目において「河川等」という。）並びに海岸（港湾に係る海岸を除く。以下この条、次条及び第九十七条において同じ。）の行政監督に関すること。

三 （略）

四 国土交通大臣が行う河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、河川区域その他の区域の指定、水利使用の許可その他の規制、河川台帳の調製及び保管並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九十一条第一項に規定する廃川敷地等の管理に関すること。

五 十 （略）

（河川計画課の所掌事務）

第九十四条 河川計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 （略）

七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の規定による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に関すること。

八 （略）

（河川環境課の所掌事務）

第九十五条 河川環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水管理・国土保全局の所掌に係る環境の保全に関する政策の企画及び立案に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

二 水管理・国土保全局の所掌事務に関する事業に係る環境影響評価に関すること（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

三 五 （略）

二 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）（以下この目において「河川等」という。）並びに海岸（港湾に係る海岸を除く。以下この条、次条及び第九十二条において同じ。）の行政監督に関すること。

三 （略）

四 一級河川の利用、保全その他の管理に関する事務のうち、河川区域その他の区域の指定、水利使用の許可その他の規制、河川台帳の調製及び保管並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九十一条第一項に規定する廃川敷地等の管理に関すること。

五 十 （略）

（河川計画課の所掌事務）

第九十九条 河川計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 （略）

七 特定都市河川浸水被害対策法の規定による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に関すること。

八 （略）

（河川環境課の所掌事務）

第一百条 河川環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 河川局の所掌に係る環境の保全に関する政策の企画及び立案に関すること。

二 河川局の所掌事務に関する事業に係る環境影響評価に関すること。

三 五 （略）



六 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の施行に関する事（下水道部の所掌に属するものを除く。）。

七～十 （略）

（治水課の所掌事務）

第九十六条 治水課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 （略）

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第八条第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理（河川環境課及び砂防部の所掌に係るものを除く。）を行うこと。

（防災課の所掌事務）

第九十七条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関する災害復旧事業の指導（下水道、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関する事。

二～四 （略）

五 災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定、大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画の策定その他の防災に関する事務で国土交通省の所掌に係るものの総括に関する事（交通に関連する防災に関する事務に係るものを除く。）。

（水資源政策課の所掌事務）

六 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関する事（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。

七～十 （略）

（治水課の所掌事務）

第一百一条 治水課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 （略）

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第八条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理（河川環境課及び砂防部の所掌に係るものを除く。）を行うこと。

（防災課の所掌事務）

第一百二条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関する災害復旧事業の指導（砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路に係るものにあつては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関する事。

二～四 （略）

五 災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定、大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画の策定その他の防災に関する事務で国土交通省の所掌に係るものの総括に関する事（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

第九十八条 水資源政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水資源部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 水の需給に関する総合的かつ基本的な政策（水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な計画を除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 水資源開発基本計画に基づく事業に関する共同費用の配分の基準に関すること。
- 四 水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五 独立行政法人水資源機構の組織及び運営一般に関すること。
- 六 国土審議会水資源開発分科会の庶務に関すること。
- 七 独立行政法人評価委員会水資源機構分科会の庶務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、水資源部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（水資源計画課の所掌事務）

第九十九条 水資源計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること（水資源政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 水資源部の所掌事務に係る国際協力に関すること。

（下水道企画課の所掌事務）

第一百条 下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 下水道部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 下水道部の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。
- 三 下水道に関する中長期的な計画の企画及び立案に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）

四 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関すること（

下水道事業課及び流域管理官の所掌に属するものを除く。）。

五 日本下水道事業団の行う業務に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、下水道部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（下水道事業課の所掌事務）

第百一条 下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共下水道事業、流域下水道事業及び都市下水道事業の指導、監督及び助成（災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導）に関する事。

二 土地区画整理事業として行われる下水道の整備に関する事業の指導に関する事。

（流域管理官の職務）

第百二条 流域管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 流域別下水道整備総合計画に関する事。

二 下水道の放流水の水質の保全及び再利用に関する施策の企画及び立案に関する事。

三 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による基本方針（下水道に係る部分に限る。）の策定に関する事。

四 特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関する事。

（保全課の所掌事務）

第百四条 保全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（保全課の所掌事務）

第百四条 保全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第八条第一項第九号から第十一号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(路政課の所掌事務)

第一百七七条 路政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の整備及び保全（除雪を含む。）以外の管理に関すること（道路交通管理課の所掌に属するものを除く。）。

七〇九 (略)

(環境安全課の所掌事務)

第一百二十二条 環境安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号（都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路に係るものに限る。）に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

第八目 住宅局

(住宅局に置く課)

第一百十四条 住宅局に、次の七課を置く。

一〇五 (略)

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第八条第一項第六号から第八号までに掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(路政課の所掌事務)

第一百七七条 路政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに北海道の開発道路の整備及び保全（除雪を含む。）以外の管理に関すること（道路交通管理課の所掌に属するものを除く。）。

七〇九 (略)

(環境安全課の所掌事務)

第一百二十二条 環境安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号（北海道の開発道路に係るものに限る。）に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

第八目 住宅局

(住宅局に置く課)

第一百十四条 住宅局に、次の六課を置く。

総務課

住宅政策課

住宅総合整備課

安心居住推進課

住宅生産課

建築指導課

市街地建築課

(総務課の所掌事務)

第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事(都市局及び住宅総合整備課の所掌に属するものを除く。)

四 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関する事(市街地建築課の所掌に属するものを除く。)

五〇七 (略)

(住宅政策課の所掌事務)

第百十六条 住宅政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の施行に関する事(宅地の供給に係るものを除く。)

四・五 (略)

(住宅総合整備課の所掌事務)

総務課

住宅政策課

住宅総合整備課

住宅生産課

建築指導課

市街地建築課

(総務課の所掌事務)

第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事(土地・水資源局及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)

四 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関する事(土地・水資源局及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。)

五〇七 (略)

(住宅政策課の所掌事務)

第百十六条 住宅政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の施行に関する事(土地・水資源局の所掌に属するものを除く。)

四・五 (略)

(住宅総合整備課の所掌事務)

第一百七十七条 住宅総合整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 住宅の供給等に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）

二 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ 宅地の造成に係る業務

ロ 土地区画整理事業（宅地の造成と併せて行うものに限る。）に係る業務

三 地方住宅供給公社の行う業務に関すること。

四 宅地の供給に関連する公共施設の整備に関する助成に関すること。

（安心居住推進課の所掌事務）

第一百八条 安心居住推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高齢者、障害者及び子どもを育成する家庭が安心して居住するために必要な住宅の供給等の推進に関すること。

二 家賃債務保証に関すること。

（住宅生産課の所掌事務）

第一百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。

四〇八 （略）

第一百七十七条 住宅総合整備課は、住宅の供給等に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（住宅生産課の所掌事務）

第一百十八条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

四〇八 （略）

(建築指導課の所掌事務)

第二百二十条 建築指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

(市街地建築課の所掌事務)

第二百二十一条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 防災街区整備事業に関する事(独立行政法人都市再生機構の行う業務に關すること及び都市局の所掌に属するものを除く。)

七・八 (略)

(削除)

(総務課の所掌事務)

第二百二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に關すること(自動車局の所掌に属するものを除く。)

八・九 (略)

(都市鉄道課の所掌事務)

第二百二十五条 都市鉄道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に關する特別措置法の施行に關すること(土地・建設産業局及び都市局の所

(建築指導課の所掌事務)

第一百九条 建築指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

(市街地建築課の所掌事務)

第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 防災街区整備事業に関する事(独立行政法人都市再生機構の行う業務に關すること及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)

七・八 (略)

第二百二十一条 削除

(総務課の所掌事務)

第二百二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に關すること(自動車交通局の所掌に属するものを除く。)

八・九 (略)

(都市鉄道課の所掌事務)

第二百二十五条 都市鉄道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に關する特別措置法の施行に關すること(土地・水資源局及び都市・地域整

掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

第十目 自動車局

(自動車局に置く課)

第三十条 自動車局に、次の九課を置く。

総務課

安全政策課

環境政策課

技術政策課

自動車情報課

旅客課

貨物課

審査・リコール課

整備課

(総務課の所掌事務)

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

備局の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

第十目 自動車交通局

(自動車交通局に置く課)

第三十条 自動車交通局に、技術安全部に置くもののほか、次の五課を置く。

総務課

安全政策課

旅客課

貨物課

保障課

2 技術安全部に、次の五課を置く。

自動車情報課

技術企画課

審査課

整備課

環境課

(総務課の所掌事務)

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。



- 一 自動車局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 自動車局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 自動車局の所掌に係る事業に関する財務に関すること。
- 四 自動車局の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 五 (略)
- 六 自動車局の所掌に係る事業に関する道路交通事業財団に関すること。
- 七 自動車局の所掌に係る事業に関する中小企業等協同組合、協業組合並びに商工組合及び商工組合連合会の監督に関すること。
- 八 自動車局の所掌に係る事業に関し、外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。
- 九 道路運送に係る助成に関すること（環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 十 (略)
- 十一 自動車ターミナルに関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十二～十五 (略)
- 十六 前各号に掲げるもののほか、自動車局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

- 一 自動車交通局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 自動車交通局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること（技術安全部及び安全政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 自動車交通局の所掌に係る事業に関する財務に関すること。
- 四 自動車交通局の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 五 (略)
- 六 自動車交通局の所掌に係る事業に関する道路交通事業財団に関すること。
- 七 自動車交通局の所掌に係る事業に関する中小企業等協同組合、協業組合並びに商工組合及び商工組合連合会の監督に関すること。
- 八 自動車交通局の所掌に係る事業に関し、外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。
- 九 道路運送に係る助成に関すること（地域住民の生活に必要な輸送の確保並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に係るものを除く。）。
- 十 (略)
- 十一 自動車ターミナルに関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 十二～十五 (略)
- 十六 前各号に掲げるもののほか、自動車交通局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(安全政策課の所掌事務)

第三百三十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送の安全の確保に関すること（環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

三 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。

四 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。

五 前二号に掲げるもののほか、自動車事故による損害賠償を保障する制度に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

六 独立行政法人自動車事故対策機構の行う業務に関すること。

七 独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会の庶務に関すること。

(環境政策課の所掌事務)

第三百三十三条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車局の所掌事務に関する環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 道路運送に係る助成のうち環境の保全に係るものに関すること。

三 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

四 道路運送車両の使用に関する事務のうち環境の保全に関すること。

五 放射性物質の道路運送車両による運搬に関する規制に関すること。

(安全政策課の所掌事務)

第三百三十一条の二 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送の安全の確保に関すること（技術安全部の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

(新設)

六 道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七 道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する自動車局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

(技術政策課の所掌事務)

第三百三十四条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 道路運送車両の安全の確保に関すること(審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。)

三 道路運送車両の使用に関すること(環境政策課及び審査・リコール課の所掌に属するものを除く。)

四 独立行政法人交通安全環境研究所の組織及び運営一般に関すること。

五 自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち技術に関すること。

(自動車情報課の所掌事務)

第三百三十五条 自動車情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車局の所掌事務に係る自動車の使用における情報化の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

三 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。

四 道路運送車両の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(環境政策課の所掌に属するものを除く。)

(新設)

(新設)

(旅客課の所掌事務)

第三百三十六条 旅客課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

(貨物課の所掌事務)

第三百三十七条 貨物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

(削除)

(旅客課の所掌事務)

第三百三十二条 旅客課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

(貨物課の所掌事務)

第三百三十三条 貨物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

(保障課の所掌事務)

第三百三十四条 保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 二 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自動車事故による損害賠償を保障する制度に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 独立行政法人自動車事故対策機構の行う業務に関すること。
- 五 独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会の庶務に関すること。

(削除)

(自動車情報課の所掌事務)

第三百三十五条 自動車情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術安全部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 技術安全部の所掌事務に係る自動車の使用における情報化の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
- 四 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。
- 五 道路運送車両の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること  
(環境課の所掌に属するものを除く。)
- 六 前各号に掲げるもののほか、技術安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(技術企画課の所掌事務)

第三百三十六条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両の安全の確保に関すること(審査課及び整備課の所掌に属するものを除く。)
- 二 道路運送車両の使用に関すること(審査課及び環境課の所掌に属するものを除く。)
- 三 独立行政法人交通安全環境研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 四 自動車の検査に関すること。
- 五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三十一条及び第三十二条の規定による自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。
- 六 技術安全部の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関すること。

(削除)

(審査・リコール課の所掌事務)

第三百三十八条 審査・リコール課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自動車の手台番号及び原動機の型式の打刻に関する事(整備課の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

五 道路運送車両の使用に必要な機械器具の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事(環境政策課の所掌に属するものを除く。)

六 自動車局の所掌事務に関する道路運送車両の使用者の利益の保護に関する事項についての企画及び立案に関する事(道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るものを除く。)

(整備課の所掌事務)

第三百三十九条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 自動車の検査に関する事。

六 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三十一条及び第三十二条の規定による自動車の手台番号及び原動機の型式の打刻に関する事。

七 独立行政法人評価委員会自動車検査分科会の庶務に関する事。

(削除)

七 独立行政法人評価委員会自動車検査分科会の庶務に関する事。

(審査課の所掌事務)

第三百三十七条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自動車の手台番号及び原動機の型式の打刻に関する事(技術企画課の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

五 道路運送車両の使用に必要な機械器具の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事(環境課の所掌に属するものを除く。)

六 自動車交通局の所掌事務に関する道路運送車両の使用者の利益の保護に関する事項についての企画及び立案に関する事。

(整備課の所掌事務)

第三百三十八条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

(環境課の所掌事務)

第三百三十九条 環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車交通局の所掌事務に関する環境の保全に関する事項についての企画及び立案に関すること。

二 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 道路運送車両の使用に関する事務のうち環境の保全に関すること。

四 放射性物質の道路運送車両による運搬に関する規制に関すること。

五 道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

六 道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する自動車交通局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

（航空局に置く課）

第六百六十四条 監理部に、次の四課を置く。

総務課

航空安全推進課

国際航空課

航空事業課

空港部に、次の五課を置く。

空港政策課

計画課

首都圏空港課

環境・地域振興課

（航空局に置く課）

第六百六十四条 航空局に、航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部に置くもののほか、次の二課を置く。

総務課

航空戦略課

2 | 航空ネットワーク部に、次の五課を置く。

航空ネットワーク企画課

航空事業課

空港施設課

首都圏空港課

環境・地域振興課

3| 安全部に、次の四課を置く。

安全企画課

空港安全・保安対策課

運航安全課

航空機安全課

4 交通管制部に、次の四課を置く。

交通管制企画課

管制課

運用課

管制技術課

(総務課の所掌事務)

第百六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 〇六 (略)

七 (略)

(航空戦略課の所掌事務)

第百六十六条 航空戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること。

二 航空局の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。

技術企画課

3| 技術部に、次の三課を置く。

運航課

航空機安全課

乗員課

4 管制保安部に、次の四課を置く。

保安企画課

管制課

運用課

管制技術課

(総務課の所掌事務)

第百六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空局の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること(航空安全推進課の所掌に属するものを除く)。

三 〇七 (略)

八 交通政策審議会航空分科会の庶務に関すること。

九 (略)

(航空安全推進課の所掌事務)

第百六十六条 航空安全推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空局の所掌事務に関する航空の安全の確保(航空に関する危機管理を含む。次号において同じ。)に関する対策の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。



- 三 国際民間航空機関との連絡に関すること。
- 四 外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。
- 五 交通政策審議会航空分科会の庶務に関すること。

(航空ネットワーク企画課の所掌事務)

第百六十七条 航空ネットワーク企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空ネットワーク部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 航空ネットワークの形成及び充実に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 航空運送の発達、改善及び調整に関すること（交通管制部並びに航空事業課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 航空に関する国際協定に関すること。
- 五 空港等の設置及び管理に関すること（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 前各号に掲げるもののほか、航空ネットワーク部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(航空事業課の所掌事務)

第百六十八条 航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業並びに貨物の運送に係る航空運送代理店業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。

- 二 航空局の所掌事務に関する航空の安全の確保に関する対策の推進に関する調整に関すること。

(国際航空課の所掌事務)

第百六十七条 国際航空課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際航空運送の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 外国人国際航空運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 三 外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。
- 四 国際民間航空機関との連絡に関すること。
- 五 外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。
- 六 航空に関する国際協定に関すること。

(航空事業課の所掌事務)

第百六十八条 航空事業課は、航空運送及び航空に関する事業（航空機

及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業並びに貨物の運送に係る航空運送代理店業を除く。）の発達、改善及び調整に関する事務（国際航空課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百六十九条 削除

(空港施設課の所掌事務)

第百七十条 空港施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 空港等の建設、改良及び維持に関すること(安全部の所掌に属するものを除く。)
- 三 (略)

(首都圏空港課の所掌事務)

第百七十一条 首都圏空港課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 首都圏内の空港等の設置及び管理に関すること(安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。)
- 二・三 (略)

(環境・地域振興課の所掌事務)

第百七十二条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 地域的な航空運送に係る事業の助成に関すること。
- 四 (略)

(空港政策課の所掌事務)

第百六十九条 空港政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 空港等の設置及び管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、空港部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(計画課の所掌事務)

第百七十条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 (略)

(首都圏空港課の所掌事務)

第百七十一条 首都圏空港課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 首都圏内の空港等の設置及び管理に関すること(計画課、環境・地域振興課及び技術企画課の所掌に属するものを除く。)
- 二・三 (略)

(環境・地域振興課の所掌事務)

第百七十二条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 (略)

(安全企画課の所掌事務)

第七十三条 安全企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 安全部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 航空の安全の確保（航空に関する危機管理を含む。）に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(空港安全・保安対策課の所掌事務)

第七十四条 空港安全・保安対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の安全の確保に関すること。
- 二 航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関すること。

(運航安全課の所掌事務)

第七十五条 運航安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空機の航行の安全の確保に関すること（交通管制部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 航空運送事業又は航空機使用事業の用に供する航空機の整備に係る監督に関すること。
- 三 航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関すること。

(技術企画課の所掌事務)

第七十三条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の設置及び管理に関する事務のうち技術に関すること。
- 二 空港等の建設、改良及び維持に関すること。

第七十四条 削除

(運航課の所掌事務)

第七十五条 運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 航空機の航行の安全の確保に関すること（管制保安部及び乗員課の所掌に属するものを除く。）。

る」と。

四 (略)

五 独立行政法人評価委員会教育機関分科会の庶務に関すること（独立行政法人航空大学校に係るものに限る。）。

（航空機安全課の所掌事務）

第七十六条 航空機安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止に関すること（運航安全課の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

第七十七条 削除

（交通管制企画課の所掌事務）

第七十八条 交通管制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 交通管制部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 航空交通の円滑化のための方策に関する企画及び立案に関すること。

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、技術部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（航空機安全課の所掌事務）

第七十六条 航空機安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止に関すること。

二 (略)

（乗員課の所掌事務）

第七十七条 乗員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関すること。

二 運航管理者技能検定に関すること。

三 独立行政法人評価委員会教育機関分科会の庶務に関すること（独立行政法人航空大学校に係るものに限る。）。

（保安企画課の所掌事務）

第七十八条 保安企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 管制保安部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三〇七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、交通管制部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(管制課の所掌事務)

第七十九条 管制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空交通に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関する事。交通管制企画課の所掌に属するものを除く。

二 航空路に関する事。交通管制企画課の所掌に属するものを除く。

三 航空交通管制に関する事。交通管制企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。

四 (略)

(運用課の所掌事務)

第八十条 運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機の運航に関する情報の提供に関する事。交通管制企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。

三 (略)

(管制技術課の所掌事務)

第八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する事。交通管制企画課の所掌に属するものを除く。

三〇六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、管制保安部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(管制課の所掌事務)

第七十九条 管制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空交通に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関する事。保安企画課の所掌に属するものを除く。

二 航空路に関する事。保安企画課の所掌に属するものを除く。

三 航空交通管制に関する事。保安企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。

四 (略)

(運用課の所掌事務)

第八十条 運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機の運航に関する情報の提供に関する事。保安企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。

三 (略)

(管制技術課の所掌事務)

第八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する事。保安企画課の所掌に属するものを除く。

二・三 (略)

(政策評価官)

第百九十条 本省に、政策評価官一人を置く。

2| 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務(第十七条第六号に掲げるものに限る。)を助ける。

附則

(削除)

(国土政策局の所掌事務の特例)

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

表(略)

二・三 (略)

(参事官及び政策評価官)

第百九十条 本省に、参事官五人及び政策評価官一人を置く。

2| 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務(第十七条第一号から第十二号まで、第十四号及び第十五号に掲げるものに限る。)を助ける。  
3| 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務(第十七条第十七号に掲げるものに限る。)を助ける。

附則

(総合政策局の所掌事務についての読替え)

第二条 総合政策局の所掌事務については、当分の間、第四条第二十号中「関すること」とあるのは、「関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)」とする。

(都市・地域整備局の所掌事務の特例)

第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

表(略)

2| 都市・地域整備局は、第七条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。  
一| 独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第十二条第一項第一号に掲げる業務)

(都市局の所掌事務の特例)

第三条 都市局は、第七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十二条第一項第一号に掲げる業務（同法附則第十条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。附則第十一条において「旧地域公団法」という。）第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

(都市局の所掌事務についての読替え)

第三条の二 都市局の所掌事務については、当分の間、第七条第十七号中「関すること」とあるのは、「関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）」とする。

同法附則第十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。附則第九条において「旧地域公団法」という。）第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）に関すること。

二 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第一項第一号に掲げる業務（同法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号。附則第十条の二において「旧事業団法」という。）第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち、都市公園となるべき緑地を設置、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。）に関すること。

(新設)

(新設)

(水管理・国土保全局の所掌事務の特例等)

第四条 水管理・国土保全局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づき国土交通大臣が事務を行う間、国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関する鉱害復旧事業の指導、監督及び助成に関する事務をつかさどる。この場合においては、第八条第四項中「並びに災害復旧に関連する事業」とあるのは「並びに鉱害復旧事業及び災害復旧に関連する事業」と、「及び災害復旧に関連する事業」とあるのは「及び鉱害復旧事業並びに災害復旧に関連する事業」と、第九条第一号中「並びに災害復旧事業の監督及び助成」とあるのは「災害復旧事業の監督及び助成並びに鉱害復旧事業の指導、監督及び助成」とする。

(自動車局の所掌事務の特例)

第五条の二 自動車局は、第十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(河川局の所掌事務の特例等)

第四条 河川局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づき国土交通大臣が事務を行う間、国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関する鉱害復旧事業の指導、監督及び助成に関する事務をつかさどる。この場合においては、第八条第二項中「並びに災害復旧に関連する事業」とあるのは「並びに鉱害復旧事業及び災害復旧に関連する事業」と、「及び災害復旧に関連する事業」とあるのは「及び鉱害復旧事業並びに災害復旧に関連する事業」と、第九条第一号中「並びに災害復旧事業の監督及び助成」とあるのは「災害復旧事業の監督及び助成並びに鉱害復旧事業の指導、監督及び助成」とする。

(自動車交通局の所掌事務の特例)

第五条の二 自動車交通局は、第十二条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

2 | 自動車交通局は、第十二条第一項各号及び前項に掲げる事務のほか、自動車損害賠償保障法附則第七項の規定による保険料等充当交付金（以下「保険料等充当交付金」という。）の交付が完了する年度までの間、保険料等充当交付金の交付に関する事務をつかさどる。

(総合政策局環境政策課の所掌事務についての読替え)



(削除)

(国土政策局離島振興課等の設置期間の特例)

第六条 国土政策局離島振興課は、平成二十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 国土政策局特別地域振興官は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(国土政策局総務課の所掌事務についての読替え)

第七条 国土政策局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表(略)

(削除)

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

第八条 国土政策局地方振興課は、第六十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務

第五条の五 総合政策局環境政策課の所掌事務については、当分の間、第四十条第三号中「関すること」とあるのは、「関すること(都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)」とする。

(新設)

(国土計画局総務課の所掌事務についての読替え)

第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表(略)

(都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例)

第七条 都市・地域整備局離島振興課は、平成二十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 都市・地域整備局特別地域振興官は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(都市・地域整備局地方振興課の所掌事務の特例)

第八条 都市・地域整備局地方振興課は、第八十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げ

をつかさどる。

表(略)

(削除)

(削除)

(削除)

る事務をつかさどる。

表(略)

(都市・地域整備局まちづくり推進課の所掌事務の特例)

第九条 都市・地域整備局まちづくり推進課は、第八十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一号に掲げる業務(旧地域公団法第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)に関する事務をつかさどる。

(都市・地域整備局市街地整備課の所掌事務の特例)

第十条 都市・地域整備局市街地整備課は、第八十八条各号に掲げる事務のほか、都市再開発法附則第四条第一項の規定により旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第百九号)がなおその効力を有する間、市街地改造事業に関する事務をつかさどる。

(都市・地域整備局公園緑地・景観課の所掌事務の特例)

第十条の二 都市・地域整備局公園緑地・景観課は、第九十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法附則第七条第一号に掲げる業務(旧事業団法第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。)に関する事務をつかさどる。

(国土政策局離島振興課の所掌事務の特例)

第九条 国土政策局離島振興課は、第六十八条に規定する事務のほか、平成二十五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第七十条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

(都市局まちづくり推進課の所掌事務の特例)

第十一条 都市局まちづくり推進課は、第八十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号に掲げる業務(旧地域公団法第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)に関する事務をつかさどる。

(都市局市街地整備課の所掌事務についての読替え)

第十二条 都市局市街地整備課の所掌事務については、当分の間、第十八条第十号中「関すること」とあるのは、「関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。)」とする。

第十三条 削除

(都市・地域整備局離島振興課の所掌事務の特例)

第十一条 都市・地域整備局離島振興課は、第九十一条に規定する事務のほか、平成二十五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(都市・地域整備局特別地域振興官の職務の特例)

第十二条 都市・地域整備局特別地域振興官は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

(都市・地域整備局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例)

第十三条 都市・地域整備局下水道部下水道事業課は、第九十四条各号

(水管理・国土保全局総務課の所掌事務の特例)

第十四条 水管理・国土保全局総務課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項及び第三項の規定による河川、砂防設備及び地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関する事務をつかさどる。

(水管理・国土保全局防災課の所掌事務の特例等)

第十四条の二 水管理・国土保全局防災課は、第九十七条各号に掲げる事務のほか、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧臨時石炭鉱害復旧法の規定に基づき国土交通大臣が事務を行う間、国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関する鉱害復旧事業の指導、監督及び助成に関する事務をつかさどる。この場合においては、第三百三条第二号及び第四百四条第五号中「災害復旧に関する事業」とあるのは「鉱害復旧事業並びに災害復旧に関連する事業」と、同条第一号中「災害復旧に関連する事業」とあるのは「鉱害復旧事業及び災害復旧に関連する事業」と、第百十一条第一号及び第百十二条第三号中「助成」とあるのは「助成並びに鉱害復旧事業の指導、監督及び助成」とする。

(水管理・国土保全局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例)

に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。)

(河川局総務課の所掌事務の特例)

第十四条 河川局総務課は、第九十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項及び第三項の規定による河川、砂防設備及び地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関する事務をつかさどる。

(河川局防災課の所掌事務の特例等)

第十四条の二 河川局防災課は、第百二条各号に掲げる事務のほか、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧臨時石炭鉱害復旧法の規定に基づき国土交通大臣が事務を行う間、国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関する鉱害復旧事業の指導、監督及び助成に関する事務をつかさどる。この場合においては、第三百三条第二号及び第四百四条第五号中「災害復旧に関する事業」とあるのは「鉱害復旧事業並びに災害復旧に関連する事業」と、同条第一号中「災害復旧に関連する事業」とあるのは「鉱害復旧事業及び災害復旧に関連する事業」と、第百十一条第一号及び第百十二条第三号中「助成」とあるのは「助成並びに鉱害復旧事業の指導、監督及び助成」とする。

第十四条の三 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課は、第一百一条各号に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項の規定による公共下水道の指定に関する事務をつかさどる。

(住宅局市街地建築課の所掌事務の特例)

第二十条 住宅局市街地建築課は、第二百一十一条各号に掲げる事務のほか、都市再開発法附則第四条第二項の規定により旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)がなおその効力を有する間、防災建築街区造成組合の監督に関する事務をつかさどる。

(自動車局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十四条の二 自動車局安全政策課は、第三百三十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

(住宅局市街地建築課の所掌事務の特例)

第二十条 住宅局市街地建築課は、第二百一十条各号に掲げる事務のほか、都市再開発法附則第四条第二項の規定により旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)がなおその効力を有する間、防災建築街区造成組合の監督に関する事務をつかさどる。

(自動車交通局保障課の所掌事務の特例)

第二十四条の二 自動車交通局保障課は、第三百三十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

2 自動車交通局保障課は、第三百三十四条各号及び前項に掲げる事務のほか、保険料等充当交付金の交付が完了する年度までの間、保険料等充当交付金の交付に関する事務をつかさどる。

改正案	現行
<p>（庶務）            第九条（略）</p> <p>2 交通体系分科会の庶務は、<u>国土交通省総合政策局公共交通政策部参事官</u>において処理する。</p> <p>3 技術分科会の庶務は、<u>国土交通省総合政策局技術政策課</u>において処理する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 陸上交通分科会の庶務は、<u>国土交通省鉄道局総務課</u>において総括し、及び処理する。ただし、道路運送及び道路運送車両に関する重要事項に係るものについては、<u>国土交通省自動車局総務課</u>において処理する。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>8 航空分科会の庶務は、<u>国土交通省航空局航空戦略課</u>において処理する。</p> <p>9 （略）</p>	<p>（庶務）            第九条（略）</p> <p>2 交通体系分科会の庶務は、<u>国土交通省政策統括官</u>において処理する。</p> <p>3 技術分科会の庶務は、<u>国土交通省総合政策局技術安全課</u>において処理する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 陸上交通分科会の庶務は、<u>国土交通省鉄道局総務課</u>において総括し、及び処理する。ただし、道路運送及び道路運送車両に関する重要事項に係るものについては、<u>国土交通省自動車交通局総務課</u>において処理する。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>8 航空分科会の庶務は、<u>国土交通省航空局監理部総務課</u>において処理する。</p> <p>9 （略）</p>

改正案						現行					
<p>（庶務）                      第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。</p>											
自動車検査分科会	自動車局整備課において処理する。	自動車検査分科会	自動車交通局技術安全全部技術企画課において処理する。	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
教育機関分科会（独立行政法人航空大学校に係る庶務に限る。）	航空局安全全部運航安全課において処理する。	教育機関分科会（独立行政法人航空大学校に係る庶務に限る。）	航空局技術部乗員課において処理する。	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
交通関係研究所分科会	総合政策局技術政策課において処理する。	交通関係研究所分科会	総合政策局技術安全課において処理する。	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
分科会	担当課等	分科会	担当課等	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(略)	水資源機構分科会	(略)	水管理・国土保全局水資源部水資源政策課において処理する。
	自動車事故対策機構分科会		自動車局安全政策課において処理する。
	空港周辺整備機構分科会		航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課において処理する。
(略)		(略)	

附 則

(分科会の特例)

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人奄美群島振興開発基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、国土交通省国土政策局特別地域振興官において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上欄に掲げる分科会及び奄美群島振興開発基金分科会」とする。

(略)	水資源機構分科会	(略)	土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。
	自動車事故対策機構分科会		自動車交通局保障課において処理する。
	空港周辺整備機構分科会		航空局空港部環境・地域振興課において処理する。
(略)		(略)	

附 則

(分科会の特例)

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人奄美群島振興開発基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上欄に掲げる分科会及び奄美群島振興開発基金分科会」とする。



○ 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（附則第二条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（庶務） 第六条 審議会の庶務は、<u>国土交通省国土政策局特別地域振興官</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第六条 審議会の庶務は、<u>国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官</u>において処理する。</p>

○ 小笠原諸島振興開発審議会令（昭和四十四年政令第二百八十六号）（附則第二条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（庶務） 第三条 審議会の庶務は、<u>国土交通省国土政策局特別地域振興官</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第三条 審議会の庶務は、<u>国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官</u>において処理する。</p>

○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（附則第三条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中央建設工事紛争審査会の庶務）</p> <p>第十一条 中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）の庶務は、国土交通省土地・建設産業局建設業課において処理する。</p> <p>（中央建設業審議会の庶務）</p> <p>第三十一条 中央建設業審議会の庶務は、国土交通省土地・建設産業局建設業課において処理する。</p>	<p>（中央建設工事紛争審査会の庶務）</p> <p>第十一条 中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）の庶務は、国土交通省総合政策局建設業課において処理する。</p> <p>（中央建設業審議会の庶務）</p> <p>第三十一条 中央建設業審議会の庶務は、国土交通省総合政策局建設業課において処理する。</p>

○ 地価公示法施行令（昭和四十四年政令第百八十号）（附則第四条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（土地鑑定委員会に関し必要な事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 委員会の庶務は、<u>国土交通省土地・建設産業局地価調査課</u>において処理する。</p> <p>7～9（略）</p>	<p>（土地鑑定委員会に関し必要な事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 委員会の庶務は、<u>国土交通省土地・水資源局地価調査課</u>において処理する。</p> <p>7～9（略）</p>

○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（附則第五条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（評価に関する庶務） 第三条 評価に関する庶務は、<u>国土交通省水管理・国土保全局下水道部</u> <u>下水道企画課</u>において処理する。</p>	<p>（評価に関する庶務） 第三条 評価に関する庶務は、<u>国土交通省都市・地域整備局下水道部</u> <u>水道企画課</u>において処理する。</p>

○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（附則第六条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（庶務）            第九条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。</p>	<p>（庶務）            第九条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方振興課の協力を得て処理する。</p>

○ 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）（附則第六条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（庶務）            第九条 審議会の庶務は、水産庁漁政部漁政課において国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。</p>	<p>（庶務）            第九条 審議会の庶務は、水産庁漁政部漁政課において国土交通省都市・地域整備局地方振興課の協力を得て処理する。</p>

改 正 案

現 行

（庶務）  
 第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

（庶務）  
 第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・建設産業局総務課
（略）	（略）
水資源開発分科会	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省国土政策局地方振興課

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・水資源局総務課
（略）	（略）
水資源開発分科会	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省都市・地域整備局地方振興課

附 則

附 則

（分科会の特例）

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律の規定	課
平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項、第三条第一項及び第五条	国土交通省国土政策局地方振興課
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む）。及び第二十一条	国土交通省国土政策局離島振興課
平成二十七年三月	山村振興対策分科	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第	国土交通省国土政

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律の規定	課
平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項、第三条第一項及び第五条	国土交通省都市・地域整備局地方振興課
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む）。及び第二十一条	国土交通省都市・地域整備局離島振興課
平成二十七年三月	山村振興対策分科	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第	国土交通省都市・

三十一日  
会

二十二条

策局地方  
振興課

三十一日  
会

二十二条

地域整備  
局地方振  
興課



改 正 案	現 行
<p>（庶務）                      第十一条（略）</p> <p>2 産業分科会の庶務は、<u>国土交通省土地・建設産業局建設業課</u>において総括し、及び処理する。ただし、不動産業に関する重要事項に係るものについては、<u>国土交通省土地・建設産業局不動産業課</u>において処理する。</p> <p>3 住宅地分科会の庶務は、<u>国土交通省住宅局住宅政策課</u>において総括し、及び処理する。ただし、宅地に関する重要事項に係るものについては、<u>国土交通省土地・建設産業局総務課</u>において処理する。</p> <p>4 都市計画・歴史的風土分科会の庶務は、<u>国土交通省都市局総務課</u>において処理する。</p> <p>5 河川分科会の庶務は、<u>国土交通省水管理・国土保全局総務課</u>において処理する。</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（庶務）                      第十一条（略）</p> <p>2 産業分科会の庶務は、<u>国土交通省総合政策局建設業課</u>において総括し、及び処理する。ただし、不動産業に関する重要事項に係るものについては、<u>国土交通省総合政策局不動産業課</u>において処理する。</p> <p>3 住宅地分科会の庶務は、<u>国土交通省住宅局住宅政策課</u>において総括し、及び処理する。ただし、宅地に関する重要事項に係るものについては、<u>国土交通省土地・水資源局総務課</u>において処理する。</p> <p>4 都市計画・歴史的風土分科会の庶務は、<u>国土交通省都市・地域整備局総務課</u>において処理する。</p> <p>5 河川分科会の庶務は、<u>国土交通省河川局総務課</u>において処理する。</p> <p>6・7（略）</p>

○ 独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）（附則第九条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の政令で定める建設工事は、<u>国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）</u>第八条第一項第三号、<u>第四号、第七号、第九号から第十一号まで及び第十六号並びに第九条第一号及び第四号に掲げる事務に関する建設工事とする。</u></p>	<p>独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の政令で定める建設工事は、<u>国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）</u>第八条第一項第一号、<u>第二号、第五号から第八号まで及び第十三号並びに第九条第一号及び第四号に掲げる事務に関する建設工事とする。</u></p>